

1 全サービス共通事項

○業務継続計画未策定減算

令和6年度の介護報酬改定により、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する措置が講じられました。内容は次のとおりとなっておりますので、改めて御確認ください。

問 165 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答)

業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

【全サービス共通】

○ 業務継続計画未策定減算について

問 164 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

○ 認知症介護基礎研修について

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）事業所の職員に、認知症介護基礎研修設けられました。内容は次のとおりとなっておりますので、御確認ください。なお、関連 QA も御確認ください。

また、問 158 については、介護保険法の観点からの回答となっており、介護保険の事業所ではない有料老人ホームについても、旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針により認知症介護基礎研修の受講のための必要な措置を講じることとなっておりますので、申し添えます。

対象サービス種別	対象者	猶予期間等
全サービス (無資格者がいない訪問系サービス(訪問入浴介護を除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く)	全職員 (看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有するその他これに類する者を除く) (除く者について具体的には・・・ 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者修了者に加え、 介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、 医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師、柔道整復師、歯科衛生士等となっています。)	新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けています。

○認知症介護基礎研修の義務付けについて

問 155 受講義務付けの対象外となる医療・福祉関係の資格について、日本以外の国の医療・福祉系の資格を保有している者は受講が免除となるか。

(答)

日本以外の国の医療・福祉系の資格を持つ者については、免除とはならない。

問 156 柔道整復師、歯科衛生士については、受講義務付けの対象外か。

(答)

柔道整復師、歯科衛生士ともに、受講義務付けの対象外として差し支えない。

問 157 訪問介護員（ヘルパー）研修 3 級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格については、受講義務付けの対象外か。

(答)

訪問介護員（ヘルパー）研修 3 級過程修了者、社会福祉主事、民間事業者が実施する認知症関連の資格とともに、受講義務付けの対象となる。

問 158 介護保険外である有料老人ホーム等の施設職員や、病院に勤務している者も受講義務付けの対象となるか。

(答)

特定施設では無い、介護保険の対象外である病院勤務の職員は受講義務づけの対象外である。なお、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

問 159 当該研修を受講していない者を雇用しても問題ないか。その際、運営基準違反にあたるのか。

(答)

当該研修の義務付けは、雇用の要件に係るものではなく、事業者が介護に直接携わる職員に対し、研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けているものである。したがって、介護に直接携わる職員として研修を受講していない者を雇用する場合でも、運営基準違反にはあたらない。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後 1 年間の猶予期間を設けている。

問 160 事業所において、人員基準以上に加配されている介護職員で、かつ、介護に直接携わる者が研修を受講していない場合、運営基準違反にあたるのか。

(答)

- ・ 貴見のとおり。
- ・ 本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施しているものであり、介護に直接携わる職員であれば、人員配置基準上算定されるかどうかにかかわらず、受講義務付けの対象となる。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3) (令和3年3月26日) 問6は削除する。

問 161 「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」とは、具体的にどのような内容か。

(答)

「認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置」については、受講料の負担や、勤務時間内に受講出来るような配慮（シフトの調整等）、インターネット環境の整備等、様々な措置を想定している。

問 162 現在介護現場で就業していない者や、介護に直接携わっていない者についても義務付けの対象となるか。

(答)

現在介護現場で就業していない者や直接介護に携わる可能性がない者については、義務付けの対象外であるが、本研修は、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであり、介護現場の質向上ために受講することについては差し支えない。

問 163 母国語が日本語以外の者を対象とした教材はあるか。

(答)

日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語の e ラーニングシステムを整備している。また、日本語能力試験の N4 レベルを基準とした教材も併せて整備している。

(参考) 認知症介護基礎研修 e ラーニングシステム (認知症介護研究・研修仙台センターホームページ)

<https://dcnet.marutto.biz/e-learning/languages/select/>

※ 令和 3 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 3) (令和 3 年 3 月 26 日) 問 10 は削除する。

○変更届について

介護サービス事業者の人員配置や状況等に変更があった場合、介護保険法の規定により、変更届を提出する必要がありますが、次の事項についてお願いがありますので、内容を確認していただき、変更が生じた場合は変更届の提出をお願いします。

なお、提出いただいた変更届で、記載誤り等がある事例があります。次のとおり誤りの多い事例を掲載しましたので、御提出いただく場合は内容を御確認いただき御提出してください。

1 変更日より前に変更届が提出される

→変更届は、変更後 10 日以内に提出してください。

2 変更届自体の提出漏れ

→提出漏れのないようにしてください。

3 変更内容が具体的な記載がない、記入漏れなどで、変更内容がわからない。

具体的な例は次のとおりです。

(1) 「変更があった事項」にのみ○がされていて、変更内容の記入欄に何も書かれておらず、どんな変更なのかわからない。

(2) 「介護支援専門員 ○名」のみ書かれていて運営規程の変更なのか、介護支援専門員の変更かわからない。

(3) 住所のみ書かれていて、何の住所の変更かわからない。

管理者等の住所の変更なのか、事業所の移転なのか、法人の移転なのかわからない。

(4) 連絡先の番号のみ書かれていて、何の番号の変更なのかわからない。

事業所の連絡先変更か、法人の連絡先変更か、事業所の電話番号の変更か、事業所の FAX 番号の変更か

(5) 変更届に「別紙参照」となっているが、変更箇所の下線や変更箇所の印や説明がなく、具体的な変更内容がわからない

- (6) 事業所の移転に伴って、運営規程と事業所の電話番号も変更になったが、運営規程と事業所の電話番号の変更について記入がされていない。
- (7) 実際に変更が生じた日と、記入されている変更日が一致していない
- (8) 変更日の欄に提出日が書かれている
- (9) 法人の情報を書く欄に事業所の情報が書かれている
- (10) 事業所名とサービス種類が一致していない(例えば、介護老人福祉と短期入所生活介護の事業所名が違うのに、介護老人福祉移設名しか記入されていない。)
- (11) 介護支援専門員一覧に、介護支援専門員の業務に従事していない人が載っている
- (12) 勤務形態一覧表で、参考様式を使用されている場合で、事業所の入力が必要な箇所に数値が入力されていて、数値が正しく表示されておらず、内容を確認できない。

→変更内容を具体的に記載するなどの対応をお願いします。

4 変更届の様式誤り

- (1) 旧様式が使用されている。
- (2) 居宅介護支援の変更届出書は地域密着型サービス等用を使用するが、居宅サービス等用が使用されている。
- (3) 介護予防支援は介護予防支援用の付表を使用するが、居宅介護支援用の付表が使用されている。
- (4) 介護サービスの様式を使って有料老人ホームの変更が提出される。

→変更届の令和6年8月1日から新様式となっておりますので、必ず新様式で提出していただきますようお願いいたします。また、添付する様式の御確認もお願いいたします。

5 必要書類の添付漏れ

- (1) 総合事業の指定も受けているが、総合事業用の様式が添付されていない。
- (2) シフト記号を使用する勤務表だが、シフト記号表が添付されていない。
- (3) 変更届出書以外、必要な添付書類がない。
- (4) 提出期限を過ぎているが遅延理由書が添付されていない。
- (5) 「別紙参照」となっているが、そもそも別紙が添付されていない。

→必要書類の添付をお願いします。

なお、別紙「変更届添付書類一覧表」も御参照ください。

6 サービス種類ごとに変更届が作成されていない。

また、変更内容ごとに変更日が違う際、変更届が変更日ごとに作成されていない。
具体的な例は次のとおりです。

- (1) 管理者の苗字と住所が変更になっていた場合で、苗字変更と住所変更の変更日が別日なのに、1つの変更届(変更日)に一括記載があり、まとめられている。
- (2) 福祉用具貸与と特定福祉用具販売で変更がある場合、サービス種別ごと(福祉用具貸与の分と特定福祉用具販売の分)で変更届がそれぞれ必要だが、変更届出書のサービス種類欄に福祉用具貸与と特定福祉用具販売が併記されていて、変更届が1つ分しかない。

- (3) 介護老人福祉施設と短期入所生活介護で変更がある場合、介護老人福祉施設の分と短期入所生活介護の分に変更届がそれぞれ必要だが、変更届出書のサービス種類欄に介護老人福祉施設と短期入所生活介護が併記されていて、変更届が1つ分しかない。

→サービス種類ごと、変更日ごとに変更届の作成をしてください。

- 利用料改定に伴う重要事項説明書の説明・同意・交付について

介護事業者は利用者に対し、適切なサービス提供するため、その提供に対し、当該事業所の運営規程の概要、事故発生時の対応等、利用者がサービスを選択するために必要な重要事項を記載した（重要事項説明書）文書を交付し、説明しなければならないとされております。

運営規程には利用料について規定しなければならないことから、運営規程の概要についても原則として利用料の記載も必要であることから、事業所様で新たな加算を算定する場合や報酬改定に伴い利用料の変更が生じる場合があると思いますが、その場合、利用者に対し、事前に利用料の変更について説明・同意を得て、交付を行ってください。

- 業務継続計画の策定等に伴う研修・訓練（シュミレーション）について

令和6年度制度改正により、次の事項が新たに義務付けされました。

- ・業務継続計画の策定（感染症にかかる業務継続計画、災害に係る業務継続計画）
- ・業務継続に関する研修の実施
- ・業務継続計画に関する訓練（シュミレーション）

上記の研修の実施、訓練（シュミレーション）については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施して差し支えないとされておりますが、感染症の業務継続計画の研修・訓練については、感染症対策に関する研修・訓練のみではなく、感染症が発生した場合を想定した研修・訓練の実施が必要となります。

従いまして、一体的な実施をした場合、感染症対策のみの研修・訓練内容ではなく、感染症発生時にどのように業務継続するか等の研修・訓練を実施し、その旨の記録を整備してください。

- 介護保険サービスに係る電子申請届出システムについて

事務負担軽減の取組の一環として、介護事業の指定申請、変更の届出等を簡易的に行うことができるようになっておりまして、旭川市では、令和7年1月6日から電子申請届出システムによる申請届出の受付システム「電子申請届出システム」を運用しております。

電子申請届出システムの利用が困難な場合は、従前の方法によることもできますが、今後、同システムのご利用をご検討ください。

なお、別紙「電子申請届出システムパンフレット」も御参照ください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0166-25-9849

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp